

昭和二十六年法律第一四四号

高压ガス保安法

第三章の三 認定高度保安実施者（第三十九条の十三—第三十九条の二十七）

第四章 容器等

第一節 容器及び容器の附属品（第四十条—第五十六条の二の二）

第二節 特定設備（第五十六条の三—第五十六条の六の二十三）

第三節 指定設備（第五十六条の七—第五十六条の九）

第四節 冷凍機器（第五十七条—第五十八条の二）

第四章の二 指定試験機関等

第一節 指定試験機関（第五十八条の三—第五十八条の十七）

第二節 指定完成検査機関（第五十八条の十八—第五十八条の三十）

第二節の二 指定輸入検査機関（第五十八条の三十の二）

第二節の三 指定保安検査機関（第五十八条の三十の三）

第三節 指定容器検査機関（第五十八条の三十一）

第四節 指定特定設備検査機関（第五十八条の三十二）

第五節 指定設備認定機関（第五十八条の三十三）

第六節 検査組織等調査機関（第五十八条の三十四—第五十九条）

第四章の三 高圧ガス保安協会

第一節 総則（第五十九条の二—第五十九条の八）

第二節 会員（第五十九条の九—第五十九条の十一）

第三節 役員、評議員及び職員（第五十九条の十二—第五十九条の二十七）

第四節 業務（第五十九条の二十八—第五十九条の三十の二）

附則

第一章 慈則

第一条 この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的とする。

第四節 冷凍機器（第五十七条—第五十八条）

第四章の二 指定試験機関等
第一節 指定試験機関（第五十八条の三十一—第
二節 指定完成検査機関（第五十八条の十
八—第五十八条の三十一）
第二節の二 指定輸入検査機関（第五十八条
の三十の二）
第二節の三 指定保安検査機関（第五十八条
の三十の三）
第三節 指定容器検査機関（第五十八条の三
十一）

第四節 指定特定設備検査機関（第五十八条の三十二）

第六節 檢査組織等調査機関（第五十八条の三十四—第五十九条）

第四章の三 高圧ガス保安協会
第一節 総則（第五十九条の一—第五十九条八）

第二節 会員（第五十九条の九—第五十九条の十一）

第四節 業務（第五十九条の二十八—第五十九条の二十一第五十九条の二十七）

適用除外
三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。
一 高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気

二 鉄道車両のエアコンディショナー内における高圧ガス

三 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶及び自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）内における高圧ガス

四 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）の装置（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

六 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項の航空機内における高圧ガス

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第四項の原子炉及びその附属施設内における高圧ガス

八 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十七号）第二条第一項第十八号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

九 その他災害の発生のおそれがない高圧ガスであつて、政令で定めるものに限る。内における高圧ガス

十条及び第六十一条から第六十三条までの規定は、内容積一デシリットル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。
(国に対する適用)

第四条 この法律の規定は、第七十三条及び第六章の規定を除き、國に適用があるものとする。この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(製造の許可等)

第五条 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零、パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）が一日百立方メートル（当該ガスが政令で定

3 めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに百立方メートルを超える政令で定める値以上である設備（第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすること）を含む。（以下同じ。）をしようとする者（冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のため高圧ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。）

二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに二十トンを超える政令で定める値）以上のもの（第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高圧ガスの製造をしようとする者

2 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、当該各号に定める日の二十日前までに、製造をする高压ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 高压ガスの製造の事業を行う者（前項第一号に掲げる者及び冷凍のため高压ガスの製造をする者並びに液化石油ガス法第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんする者を除く。）事業開始の日

二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン（当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三トンを超える政令で定める値）以上のものを使用して高压ガスの製造をする者（同号に掲げる者を除く。）製造開始の日

は、液化ガス十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなして、同項の規定を適用する。

たときは、譲受人又は引渡しを受けた者は、第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継する。
前項の規定により第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第十七条の二 容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵するとき（第十六条第一項本文に規定するときを除く。）は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（以下「第二種貯蔵所」という。）においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

2 第十六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十八条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が第十六条第二項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

3 第二種貯蔵所の位置、構造及び設備が經濟産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第一種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が第十六条第二項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が第二種貯蔵所の位置、構造及び設備が第十六条第二項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるとときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するよう、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

第十九条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、都道府県知事の許可で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第三十一条 第五条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、經濟産業省令で定めるところにより高压ガス保安協会（以下「協会」という。）又は經濟産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第一項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事が届け出た場合は、この限りでない。

4 とができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

5 協会又は指定完成検査機関は、第一項ただし書又は前項第一号の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

第一項及び第三項の都道府県知事、協会及び指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。

第二十条の二 第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、次に掲げる設備に係る製造のための施設につき、経済産業省令で定める期間内に前条第一項又は第三項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けるときは、当該設備について、同条第一項又は第三項の完成検査を受けることを要しない。

一 第五十六条の三第一項から第三項までの特定設備検査を受け、これに合格した設備であつて、第五十六条の四第一項の特定設備検査に合格証によりその旨の確認をすることができるもの

二 第五十六条の六の二第一項又は第五十六条の六の二十二第一項の登録を受けた者が製造した設備であつて、第五十六条の六の十四項、二項（第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の特定設備基準準合証によりその旨の確認をすることができるもの

第二十条の三 第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、第五十六条の七第二項の認定を受けた設備であつて、第五十六条の八第一項の指定設備認定証によりその旨の確認をすることができるものに係る製造のための施設に

圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。

二 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積五立方メートル未満の販売所において販売するとき。

(承継)

第二十条の四の二 前条の届出を行つた者（以下「販売業者」という。）が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、販売業者の地位を承継する。

2 前項の規定により販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(周知させる義務等)

第二十条の五 販売業者又は第二十条の四第一号の規定により販売する者（以下「販売業者等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものを周知せねければならない。ただし、当該高圧ガスを

一 れを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うこ

つき、第二十条第一項又は第三項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けるときは、当該設備については、同条第一項又は第三項の完成検査を受けることを要しない。
(販売事業の届出)
第二十条の四 高圧ガスの販売の事業（液化石油ガス法第二条第三項の液化石油ガス販売事業を除く。）を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の二十日前までに、販売をする高

購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十二条の二第二項の特定高压ガス消費者その他経済産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、販売業者等が前項の規定により周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対する同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、販売業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(販売の方法)

第二十条の六 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高压ガスの販売をしなければならない。

2 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従つて高压ガスの販売をすべきことを命ずることができる。
(販売をするガスの種類の変更)

第二十条の七 販売業者は、販売をする高压ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
(製造等の廃止等の届出)

第二十一条 第一種製造者は、高压ガスの製造を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるものは、高压ガスの製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第二種製造者であつて、第五条第二項第二号に掲げるものは、高压ガスの製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 販売業者は、高压ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
(輸入検査)

事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 輸入をした高压ガス及びその容器につき、
経済産業省令で定めるところにより協会又は
経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入
検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、
これらが輸入検査技術基準に適合していると
認められ、その旨を都道府県知事に届け出た
場合

二 船舶から導管により陸揚げして高压ガスの
輸入をする場合

三 経済産業省令で定める緩衝装置内における
高压ガスの輸入をする場合

四 前二号に掲げるもののほか、公共の安全の
維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれ
がないものとして経済産業省令で定める
場合

五 都道府県知事は、輸入された高压ガス又はその
容器が輸入検査技術基準に適合していないと
認めるときは、当該高压ガスの輸入をした者に
対し、その高压ガス及びその容器の廃棄その他
の必要な措置をとるべきことを命ずることがで
きる。

六 第一項の都道府県知事、協会又は指定輸入検
査機関が行う輸入検査の方法は、経済産業省令
で定める。
(移動)

第二十三条 高压ガスを移動するには、その容器
について、経済産業省令で定める保安上必要な
措置を講じなければならない。

七 車両（道路運送車両法第二条第一項に規定する
道路運送車両をいう。）により高压ガスを移
動するには、その積載方法及び移動方法につい
て経済産業省令で定める技術上の基準に従つて
設置し、及び維持しなければならない。ただ
し、第一種製造者が第五条第一項の許可を受け
たところに従つて導管により高压ガスを輸送す
るときは、この限りでない。

第二十四条 圧縮天然ガス（内容積が二十リットル以上百二十リットル未満の容器に充てんされたものに限る。）を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。
(消費)

第二十四条の二 圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシンその他の高圧ガスであつてその消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要するものとして政令で定める種類のもの又は液化酸素その他の高圧ガスであつて当該ガスを相当程度貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するために特別の注意を要するものとして政令で定める種類の高圧ガス（以下「特定高圧ガス」と総称する。）を消費する者（その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が当該特定高圧ガスの種類ごとに政令で定める数量以上である又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受ける者に限る。以下同じ。）は、事業所ごとに、消費開始日の二十日前までに、消費する特定高圧ガスの種類、消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この項において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の三 特定高圧ガス消費者は、消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 特定高圧ガス消費者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をしなければならない。

3 都道府県知事は、特定高圧ガス消費者の消費のための施設又は消費の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずることができる。

第二十四条の四 特定高圧ガス消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類を若しくは消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、消費のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 特定高圧ガス消費者は、特定高圧ガスの消費を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の五 前三条に定めるものの外、経済産業省令で定める高圧ガスの消費は、消費の場所、数量その他消費の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(廃棄)

第二十五条 経済産業省令で定める高圧ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(経済産業省令への委任)

第二十五条の二 この章に規定するもののほか、高圧ガスの製造の許可の手続、完成検査の手續その他のこの章の規定の実施に關し必要な手続的項目は、経済産業省令で定める。

第三章 保安

(危害予防規程)

第二十六条 第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程を守つていらない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又は、危害予防規程の変更を命ずることができるもの。

3 第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。

4 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守つていらない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者に対し、当該危害予防規程を守るべきこと又は、その従業者に当該危害予防規程を守らせるための限りでない。

する製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務（製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という。）の全部又は一部を経済産業省令で定める法人に委託することができる。

前項の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条 経済産業大臣又は都道府県知事は、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者がこの法律、液化石油ガス法若しくは水素等供給等促進法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずることができる。（製造保安責任者試験及び販売主任者試験）

第三十一条 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、高压ガスの製造又は販売及び高压ガスによる災害の発生の防止に関して必要な知識及び技能について行う。

2 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、第二十九条第一項に規定する製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類ごとに、毎年少なくとも一回、経済産業大臣又は都道府県知事が行う。

3 協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行う講習の課程を修了した者については、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の全部又は一部を免除する。

4 前項に定めるもののほか、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目、受験手続その他の細目及び前項の指定に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第三十一条の二 経済産業大臣（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を定める場合に限る。）は、経済産業省令で定める。

5 保安企画推進員は、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高压ガスの製造に係る保安に関する業務で経済産業省令で定めるものに關し、保安統括者を補佐する。

6 冷凍保安責任者は、高压ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する。

7 販売主任者は、高压ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。

8 取扱主任者は、特定高压ガスの消費に係る保安に関する業務を管理する。

9 保安統括者（保安企画推進員、保安係員、保安主任者）は、保安企画推進員若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者又は取扱主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。

する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

3 第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとす。

4 第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。第五十九条の六第二項、第五十九条の三十二の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。）は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととされるときには、その旨を協会又は指定試験機関に通知しなければならない。

（保安統括者等の代理者）

第三十二条 保安統括者は、高压ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。

2 保安技術管理者は、保安統括者を補佐して、高压ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。

3 保安係員は、製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高压ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項で経済産業省令で定めるものを管理する。

4 保安主任者は、保安技術管理者（保安技術管理者が選任されない事業所においては、高压ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項に關係する保安統括者）を補佐して、保安係員を指揮する。

5 保安企画推進員は、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高压ガスの製造に係る保安に関する業務で経済産業省令で定めるものに關し、保安統括者を補佐する。

6 冷凍保安責任者は、高压ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する。

7 販売主任者は、高压ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。

8 取扱主任者は、特定高压ガスの消費に係る保安に関する業務を管理する。

9 保安統括者（保安企画推進員、保安係員、保安主任者）は、保安企画推進員若しくは冷凍保安責任者若しくは販売主任者又は取扱主任者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

（危険時の措置及び届出）

第三十六条 高压ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高压ガスの消費のための施設又は高压ガスを充てんした容器が危

する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとす。

3 第一項の規定により協会又は指定試験機間にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事）は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととされるときには、その旨を協会又は指定試験機間に通知しなければならない。

（保安統括者等の代理者）

第三十三条 第二十七条の二第一項第一号若しくは第二号又は第二十七条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる者は、経済産業省令で定めるとところにより、あらかじめ、保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者若しくは保安企画推進員又は冷凍保安責任者（以下「保安統括者等」と総称する）の代理者を選任してその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。この場合に保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。この場合に保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は冷凍保安責任者の代理者については経済産業省令で定めるところから、保安企画推進員の代理者については経済産業省令で定めるところにより製造保安責任者又は冷凍保安責任者の代理者に於ける経験を有する者（うちから、選任しなければならない）。

2 前項の代理者は、保安統括者等の職務を行わせる場合は、この法律の規定の適用については、保安統括者等とみなす。

3 第二十七条の二第五項の規定は、第一項の保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任について準用する。

（保安統括者等の解任命令）

第三十四条 都道府県知事は、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者若しくは取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二十七条の二第一項第一号若しくは第二号若しくは第二十七条の四第一項第一号若しくは特定高压ガス消費者に対し、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずることができる。

（定期自主検査）

第三十五条の二 第一種製造者、第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者若しくは第二種製造者であつて一日に製造する高压ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量（第五条第二項第二号に規定する者があつては、一日の冷凍能力が経済産業省令で定める値）以上である者又は特定高压ガス消費者は、製造又は消費のための施設であつて経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めることに、定期に、保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

陥な状態となつたときは、高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、直ちに、経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出なければならない。

第三十七条 何人も、第五条第一項若しくは第二項の事業所、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所、第二十条の四の販売所（同条第二号の販売所を除く。）若しくは第二十四条の二第一項の事業所又は液化石油ガス法第三条第二項第二号の販売所においては、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者の承諾を得ないで、発火しやすい物を携帶して、前項に規定する場所に立ち入つてはならない。

（許可の取消し等）

第三十八条 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者の承諾を得ないで、発火しやすい物を携帶して、前項に規定する場所に立ち入つてはならない。

何人も、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者の承諾を得ないで、発火しやすい物を取り扱つてはならない。

（緊急措置）

第三十九条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。

一 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、販売事業者又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。

（保安検査に係る認定）

第三十九条の四 第三十五条第一項第二号の認定は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の事業所ごとに、第一種製造者であつて、特定施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下この章において同じ。）に係る保安検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

前項の申請は、自ら保安検査を行う特定施設を明らかにして行わなければならぬ。

二 第十四条第一項又は第十九条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

（完成検査に係る認定）

第三十九条の二 第二十条第三項第二号の認定は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者であつて、特定変更工事（経済産業省令で定めるものに限る。以下この章において同じ。）に係る完成検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

（完成検査に係る認定）

前項の申請は、自ら保安検査を行う特定施設

三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の二第二項第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

三 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

第三十九条の五 経済産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 特定施設に係る保安検査のための組織が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（以下「保安検査規程」という。）を作成し、その保安検査の方法が第三十五条第四項の経済産業省令で定める方法に適合するものであること。

三 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定施設に係る保安検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

第三十九条の六 次の各号の一に該当する者は、第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定を受けることができない。

一 高圧ガスの製造を開始した日から二年を経過しない者

（欠格条項）

二 第一種製造者であつて、当該事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの

三 第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該第一種貯蔵所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 第三十九条の十二第二項の規定により第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

六 法人であつて、その業務を行う役員のうち以前二号の一に該当する者があるもの

書の指定を受けた者に、当該申請が同条第一項各号の経済産業省令で定める基準に適合しているかどうかについて、意見を聴取し、又は調査を依頼することができる。

第三十九条の十七 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとてその更新を受け

なければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第三十九条の十三、第三十九条の十四及び前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。この場合において、第三十九条の十四第二項中の「ついて」とあるのは、「ついて、経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

（承継）

第三十九条の十九 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が認定高度保安実施者であるときは、当該第一種製造者の地位を承継した者（認定高度保安実施者に限る。）は、認定高度保安実施者の地位を承継する。ただし、当該第一種製造者の地位を承継した者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　その認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないとき。

二　第三十九条の十五第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

前項の規定により認定高度保安実施者の地位を承継した者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（認定の取消し等）

第三十九条の二十 経済産業大臣は、認定高度保安実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

二 認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生したとき。
二 認定に係る事業所において発火その他高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき。
三 第二へと並び一頁の箇所を含む二三つ。

四 第三十八条第一項の規定により都道府県知事による高圧ガスの製造の停止の命令を受け

五 都道府県知事により第三十九条第一号又は
第二号に掲げる措置をされたとき。

六 第三十九条の十四第一項各号のいずれかに
該当していないと認められるとき。

七 第三十九条の十五第一項第三号又は第五号
に該当するに至ったとき。

八 不正の手段により認定又はその更新を受け
たとき。

(製造のための施設等の変更の特例)

第三十九条の二十一 認定高度保安実施者は、第十四条第一項に規定する変更の工事又は製造の方法の変更（経済産業省令で定める重要なものを除く。）をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の許可を受けることを要しない。この場合においては、当該変更の工事ない。（同項ただし書に規定する軽微なものを除く。）の完成後又は当該製造の方法の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

認定高度保安実施者は、第十四条第一項ただし書に規定する軽微な変更の工事をしたときは、同条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該工事に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 認定高度保安実施者は、第一項の経済産業省令で定める軽微な製造の方法の変更をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該製造の方法の変更に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十九条の二十二　認定高度保安実施者は、特
定変更工事を完成したときは、第二十条第三項
の規定にかかわらず、製造のための施設につ
き 同項の都道府県知事が行う完成検査を受け

従の基準に適合しない。本研究では従な
なれば、これを使用してはならない。

たときは、経済産業省令で定める事項を記載した検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

予防規程を保存し、都道府県知事から提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例)

第三十九条の二十四 認定高度保安実施者（第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）は、同条第四項の規定による保安係員の選任については、同項の規定にかかるわらず、これを同項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない。

2 認定高度保安実施者は、第二十七条の二第一項、第三項若しくは第四項の規定による保安統括者、保安技術管理者若しくは保安係員の選任又はその解任については、同条第五項又は第六項の規定にかかるわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員に係る特例)

第三十九条の二十五 認定高度保安実施者（第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。）は、同条第一項の規定による保安主任者の選任については、同項の規定にかかるわらず、これを同項の経

2 濟産業省令で定める製造のための施設の区分ごとにを行うことを要しない。

認定高度保安実施者は、第二十七条の三第一項若しくは第二項の規定による保安主任者若しくは保安企画推進員の選任又はその解任について

は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならぬ。

(冷凍保安責任者に係る特例)
第三十九条の二十六 認定高度保安実施者（第一
十七条の四第一項第一号に掲げる者に限る。）
は、同項の規定による冷凍保安責任者の選任又
はその解任については、同条第二項において準
用する第二十七条の二第五項の規定にかかるわ
ず、同項の規定による届出を要しない。この場
合においては、経済産業省令で定めるところに
より、当該選任又は解任に係る記録を作成し、

（保安検査等の特例）

第三十九条の二十七 認定高度保安実施者は、第三十五条第一項の規定にかかるらず、特定施設について、同項の都道府県知事が行う保安検査等を受けることを要しない。この場合においては、当該特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて、経済産業省令で定めるところにより、自ら保安検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

第四章 容器等

第四十一条 削除

第一節 容器及び容器の附属品

（製造の方法）

第四十一条 高圧ガスを充てんするための容器（以下単に「容器」という。）の製造の事業を行なう者（以下「容器製造業者」という。）は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて容器の製造しなければならない。

2 経済産業大臣は、容器製造業者の製造の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるとときは、その技術上の基準に従つて容器の製造をすべきことを命ずることができる。

(容器再検査)

- 第四十九条** 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。
- 2 容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別に規格に適合しているときは、これを合格とする。
- 3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならない。
- 4 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。
- 5 何人も、前二項に規定する場合のほか、容器に、第三項の刻印若しくは前項の標章の掲示又はこれらと紛らわしい刻印若しくは標章の掲示をしてはならない。
- 6 容器検査所の登録を受けた者が容器再検査を行なうべき場所は、その登録を受けた容器検査所とする。

(附属品検査)

- 第四十九条の二** バルブその他の容器の附属品で経済産業省令で定めるもの（第五十九条の九を除き、以下単に「附属品」という。）の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関が経済産業省令で定める方法により行う附属品検査を受け、これに合格したものとして次条第一項の刻印がされているものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる附属品については、この限りでない。
- 1 第四十九条の五第一項の登録を受けた者（「製造業者」という。）が製造した附属品（經濟産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の二十五第三項の刻印がされているもの

二 第四十九条の三十一第一項の登録を受けて

外国において本邦に輸出される附属品の製造の事業を行なう者（以下「外国登録附属品製造業者」という。）が製造した附属品（前号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の三十三第二項において準用する第四十九条の二十五第三項の刻印がされているもの

- 3 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する附属品
- 4 高压ガスを充てんして輸入された容器であつて、高压ガスを充てんしてあるものに装置されている附属品
- 5 前項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が装置される容器に充てんされるべき高压ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

- 6 前項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が再充てん禁止容器に装置するものである旨を明らかにしなければならない。
- 7 第一項の附属品検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。

(刻印)

- 第四十九条の三** 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、附属品が附属品検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

(附属品再検査)

- 第四十九条の四** 附属品再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法に

業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

4 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

- 5 第四十九条第六項の規定は、附属品再検査を行うべき場所に準用する。
- 6 自動車の装備内の容器等であつたものの取扱い

- 第四十九条の四の二** 第三条第一項第五号に規定する装置（以下この条及び第五十六条第五項において「自動車の装置」という。）内の容器及びその附属品（経済産業省令で定めるものに限る。第五十六条第五項において同じ。）であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりその基準に適合するとされたものである旨の表示がされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなくなった場合には、第四十四条第一項、第四十六条第一項第一号、第四十八条第一条第一号、第三号及び第五号並びに第四項、第四十九条の二第二項並びに第五十四条第二項の適用については、当該検査をそれぞれ次の各号に掲げる検査とみなし、当該表示をそれぞれ次の各号に定める刻印とみなす。
- 一 容器検査 第四十五条第一項の刻印
- 二 容器再検査 第四十九条第三項の刻印
- 三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印
- 四 附属品再検査 前条第三項の刻印

(容器等製造業者の登録)

- 第四十九条の五** 容器又は附属品の製造の事業を行なう者は、経済産業省令で定める容器又は附属品の製造の事業の区分（以下「容器等事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができると、前項の登録を受けることができる。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 容器等事業区分
- 三 当該容器又は附属品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

- 第四十九条の六** 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。
- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができない者
- 二 第四十九条の十七又は第四十九条の三十二第一項の規定により登録を取り消され、その後を終り、又は執行を受けた日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前に二号の一に該当する者があるもの
- 第四十九条の七** 経済産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。
- 一 容器等製造設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 容器等検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 三 品質管理の方法及び検査のための組織が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 4 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が容器又は附属品の検査を実

器等製造設備」という。)の名称、性能及び

五 当該容器又は附属品の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等検査設備」という。）の名称、性能及び検査のための組織に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

- 六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第四十九条の七第五号の検査の方法に検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第四十九条の八第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

施し、その数が經濟産業省令で定める数以上であること。

五 容器等検査規程で定める容器又は附属品の検査の方法が第四十四条第一項又は第四十九条の二第一項の經濟産業省令で定める方法に適合していること。

(協会等による調査)

第四十九条の八 容器又は附属品の製造の事業を行ふ者は、第四十九条の五第一項の登録の申請に係る工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、協会又は經濟産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法がそれぞれ同条第一号、第二号及び第三号の經濟産業省令で定める技術上の基準並びに第四十四条第一項又は第四十九条の二第一項の經濟産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(登録の更新)

第四十九条の九 第四十九条の五第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十九条の五第二項、第三項及び第四項並びに第四十九条の六から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(容器等製造業者登録簿)

第四十九条の十 経済産業大臣は、第四十九条の登録を受けた者(以下「登録容器等製造業者」という。)について、容器等製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 前項の登録を受けた年月日

二 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

(登録証)

第四十九条の十一 経済産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録又はその更新をしたときは、前項の登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 容器等事業区分

(変更の届出)

第四十九条の十二 登録容器等製造業者は、第四十九条の五第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に変更があつたときは、又は容器等検査規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が經濟産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

第四十九条の十三 登録容器等製造業者は、前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の再交付)

第四十九条の十四 登録容器等製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

(登録の届出)

第四十九条の十五 登録容器等製造業者は、登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、經濟産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第四十九条の十六 登録容器等製造業者が、登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第四十九条の十七 経済産業大臣は、登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四十四条第一項、第四十五条第三項、第一項の登録又は第四十九条の三第二項又は第四十九条の十二の規定に違反したとき。

二 第四十九条の六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第四十二条第一項、第四十九条の二十六、三、二十四第一項、第四十九条の二十七又は第四十九条の三十一第一項の登録を受けたとき。

(登録の再交付)

第四十九条の十八 経済産業大臣は、登録容器等製造業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第四十九条の十九 登録容器等製造業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、經濟産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(容器等製造業者登録簿の謄本等)

第四十九条の二十 何人も、經濟産業大臣に対し、容器等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(容器又は附属品の型式の承認)

第四十九条の二十一 登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品の型式について、經濟産業大臣の承認を受けることができる。

(登録の届出)

第四十九条の二十二 経済産業大臣は、前項の試験においては、その試験用の容器又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しているときは、これを合格とする。

2 前項の試験においては、その試験用の容器又は附屬品が、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合してゐるときは、これを合格とする。

3 第一項の試験においては、その試験用の容器又は附屬品が、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合してゐるときは、これを合格とする。

4 第四十四条第二項及び第三項並びに第四十九条の二第二項及び第三項の規定は、第二項の申請書を提出しようとする者に適用する。この場合において、第四十四条第一項中「前項の容器試験」とあるのは、「第四十九条の二十三第一項の試験」と、同条第三項中「第一項の容器検査」とあるのは、「第四十九条の二十三第一項の試験」と、第四十九条の二第二項中「前項の容器試験」とあるのは、「第四十九条の二十三第一項の試験」と、同条第三項中「第一項の容器検査」とあるのは、「第四十九条の二十三第一項の試験」と読み替えるものとする。

第四十九条の二十四 第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が、当該承認に係る型式の容器又は附屬品を製造する場合においては、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合するようにならなければならぬ。ただし、第四十四条第一項第三号の經濟産業省令で定める用途に供する容器若しくは第四十九条の二第一項第三号の經濟産業省令で定める規格に、附屬品を製造する場合においては、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合するようにならなければならぬ。ただし、第四十四条第一項第三号の經濟産業省令で定める用途に供する附屬品を製造する場合又は試験用に製造する場合は、この限りでない。

2 前項の登録容器等製造業者は、容器等検査規程に従い、その製造に係る同項の容器又は附屬品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造さ

二 氏名又は名称及び住所

三 容器等事業区分

(登録の消滅)

第四十九条の二十二 登録容器等製造業者は、その製造しようとする容器又は附屬品について、その登録を消除しなければならない。

(指定容器検査機関等の試験)

第四十九条の二十三 登録容器等製造業者は、その製造しようとする容器又は附屬品について、その登録を消除しなければならない。

れるものを除く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(刻印等)

第四十九条の二十五 第四十九条の二十一第一項

の承認を受けた登録容器製造業者は、当該承認に係る型式の容器を製造した場合であつて、当該容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をすることができる。

第二 第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器製造業者は、当該承認に係る型式の容器を製造した場合であつて、当該容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をすることができる。

3 第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器製造業者は、当該承認に係る型式の容器を製造した場合であつて、当該容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をすることができる。

(刻印の禁止等)

第四十九条の二十六 経済産業大臣は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が製造した容器又は附属品であつて、当該承認に係るもの(第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く。)が、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録容器等製造業者に対し、一年以内の期間を定めて前条第一項若しくは第三項(改善命令)

第四十九条の二十七 経済産業大臣は、次の場合は、登録容器等製造業者に對し、容器等製造設備若しくは容器等検査設備の修理又は改造、品質管理の方法及び検査のための組織の改善、容器等検査規程の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 容器等検査設備が第四十九条の七第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 容器等検査設備が第四十九条の七第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるとき。

三 品質管理の方法及び検査のための組織が第四

四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

四 第四十九条の七第五号の検査の方法が第四

四十九条第一項又は第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法に適合していないと認めるとき。

五 容器又は附属品の検査を第四十九条の七第

六 第四十九条の二十四の規定に違反していると認めるとき。

(承認の失効)

第四十九条の二十八 登録容器等製造業者の登録がその効力を失つたときは、当該登録容器等製造業者に係る第四十九条の二十一第一項の承認は、その効力を失う。

(承認の取消し)

第四十九条の二十九 経済産業大臣は、第四十九

条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

二 第四十九条の二十六、第四十九条の二十七又は次条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

三 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第四十九条の二十一第一項の承認を受けたとき。

(災害防止命令)

第四十九条の三十 経済産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品(第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造したもの)を除く。)であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを作成したことにより、當該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に對し、その製造した容器又は附

属品の回収を図ることその他当該容器又は当該容器の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(外国容器等製造業者の登録)

第四十九条の三十一 外国において本邦に輸出される容器又は附属品の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

四十九条の六から第四十九条の十一まで、第四十九条の十六、第四十九条の十八並びに第四十九条の五第二項、第三項及び第四項、第四十九条の六から第四十九条の十一まで、第四十九条の二十の規定は前項の登録に、第四十五

条第三項、第四十九条の三第二項、第四十九条の十二から第四十九条の十五まで、第四十九条の十九、第四十九条の二十三及び第四十九条の二十七の規定は前項の登録を受けた者(以下「外国登録容器等製造業者」という。)に準用する。この場合において、第四十五条第三項及び第四十九条の三第二項中「何人も」とあるのは「外国登録容器等製造業者」と、第四十五条第三項中「容器」とあるのは「本邦に輸出される附属品」と、第四十九条の十及び第四十九条の二十中「容器」と、第四十九条の三第二項中「附属品」とあるのは「本邦に輸出される附属品」と、第四十九条の二十四第二項中「容器等製造業者登録簿」とあるのは「外国容器等製造業者登録簿」と、第四十九条の二十七中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録容器等製造業者の登録の取消し等)

第四十九条の三十二 経済産業大臣は、外国登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四十四条第一項、第四十五条第三項(前

二 第四十九条の三第二項(前条第二項において準用の場合を含む)、前条第一項において準用する第四十九条の十二又は次条第二項における場合を含む)、第四十九条の三第二項において準用する第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

三 前条第二項において準用する第四十九条の二前条第二項において準用する第四十九条の六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 第四十九条の三十三 外国登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品であつて本邦に輸出されるものの型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

四十九条の二十一第二項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十八の規定は前項の承認に、第四十九条の二十四から第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第四十九条の二十二第二号中「第四十九条の五第一項」とあるのは「第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四

四 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録容器等製造業者に對し、その業務又は経営の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録容器等製造業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される容器又は附属品の保管場所その他その業務を行う場所においてその職員に検査をさせることは、その質問に對して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 前号の規定による検査において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

七 不正の手段により前条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

八 第四十九条の五第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

九 国は、前項第六号の規定による請求によつて生じた損失を外国登録容器等製造業者に對し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

(外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等)

第四十九条の三十五 経済産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の三十三第一項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が同項の承認に係る容器又は附属品（同条第二項において準用する第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造したものを除く。）であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認

二 第四十九条の三十一第二項において準用する第四十九条の十二又は前条第一項において準用する第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

三 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

第四十九条の三十四　(外国登録容器等製造業者に係る承認の取消し)　經濟産業大臣は、前条第二項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の容器又は附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」とあるのは「外国登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは「当該承認に係る型式の容器であつて本邦に輸出されるもの」と、同条第三項中「登録附属品製造業者」とあるのは「外国登録附属品製造業者」と、「当該承認に係る型式の附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十六中「容器又は附属品」とあるのは「本邦に輸出される容器又は附属品」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される容器又は附属品に」と、「第四十九条の三十一中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(容器検査所の登録)

の登録は、五年以上十年以

3 檢査主任者は、誠
ばならない。

実にその職務を行わなければ

ればならない。
第五十五条 削除

当該災害の拡大を防止する
と認めるときは、当該容器
輸入した者に対し、その輸入
該附属品の回収を図ること
当該附属品の装置された容
ガスによる災害の拡大を防
置をとるべきことを命ずる

適合する知識経験を
者免状の交付を受け
主任者を選任し、容
の実施について監督
2 容器検査所の登録
により検査主任者を
く、その旨を経済産
らない。これ解任

を受けた者は、前項の規定期限を超過する者又は製造保安責任者としている者のうちから、検査機器再検査又は附属品再検査を受けなければならぬ。したときも、同様とする。

に、刻印等をしなければならない。この場合において、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、その容器にされていた刻印等を抹消しなければならない。

第一項の規定による申請をした者は、前項の規定による刻印等がされたときは、遲滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、第四十六条第一項に規定する表示をしなければならない。

(登録を受けた者の義務)

豆録を受けた者は、容

項の語句を取り消す（容器に充てんする事変更）

されなどき
高圧ガスの種類又は圧力の

の「第四項」と前項中には「一月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等がされたことを除き」あるのは「この内で」止読み替

2 行わなければならぬ。
容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所

ようとするときは、
産業大臣、協会又は

刻印等をすべきことを経済指定容器検査機関に申請し

容器であつて自動車の装置に組み込まれるものでなくなつたもののうち第四十九条の四の二に

第五十二条 容器検査所ごと

器検査所の登録を受けた者は、容
に、経済産業省令で定める条件に

て、変更後において
四項の規格に適合す

もその容器が第四十四条第
一項に規定するものと認
めるとときは、速やかに

つたもののうち当該表示がされていないものについて、それぞれ準用する。この場合において

請に係る工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第一項第五号の検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第一項第五号の検査の方法がそれぞれ同項第一号、第二号及び第三号の経済産業省令で定める技術上の基準並びに第五十六条の二第四項の経済産業省令で定められた方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 協会又は第一項の指定を受けた者は、同項の調査をした場合において、特定設備の検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、第五十六条の六の二第一項の登録に際し、その登録特定設備製造業者が検査を行うことができる特定設備の製造の工程を制限すべき旨を経済産業大臣に申し出ることができる。(登録の更新)

第五十六条の六の六 第五十六条の六の二第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第五十六条の六の二第二項、第三項及び第四項並びに第五十六条の六の三から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(特定設備製造業者登録簿)

第五十六条の六の七 経済産業大臣は、登録特定設備製造業者について、特定設備製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 特定設備事業区分

(変更の届出)

第五十六条の六の九 登録特定設備製造業者は、第五十六条の六の二第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に变更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その变更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

第五十六条の六の十 登録特定設備製造業者は、前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に变更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録証の廃止)

第五十六条の六の十一 登録特定設備製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第五十六条の六の十二 登録特定設備製造業者は、登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第五十六条の六の十三 登録特定設備製造業者が登録を受けた特定設備事業区分に係る特定設備を製造する場合においては、第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようしなければならない。ただし、同条第一項第二号の経済産業省令で定める用途に供する特定設備については、この限りでない。

2 前項の登録特定設備製造業者は、特定設備検査規程に従い、その製造に係る同項の特定設備(同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならぬ。

(登録証)

第五十六条の六の八 経済産業大臣は、第五十六条の二第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 特定設備事業区分

(変更の届出)

第五十六条の六の九 登録特定設備製造業者は、第五十六条の二第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に变更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第五十六条の二第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に变更した場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の提出)

第五十六条の六の十 登録特定設備製造業者は、前条第一項第五号の検査の方法が第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める事項に適合する条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき。

2 第五十六条の二第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に違反してい

るところ認められるとき。

(登録証の提出)

第五十六条の六の十一 登録特定設備製造業者は、前条第一項第五号の検査の方法が第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める事項に適合する条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき。

2 第五十六条の二第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に違反してい

るところ認められるとき。

(登録証の提出)

第五十六条の六の十二 登録特定設備製造業者は、前条第一項第五号の検査の方法が第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める事項に適合する条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき。

2 第五十六条の二第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に違反してい

るところ認められるとき。

(登録証の提出)

第五十六条の六の十三 登録特定設備製造業者は、前条第一項第五号の検査の方法が第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める事項に適合する条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき。

2 第五十六条の二第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に違反してい

るところ認められるとき。

(登録証の提出)

第五十六条の六の十四 登録特定設備製造業者は、その登録を受けた特定設備事業区分に係る特定設備を製造したときは、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に経済産業省令で定める事項を記載した当該特定設備の検査の記録を提出し、特定設備基準適合証の交付を求めることができる。

2 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、登録特定設備製造業者から前項の検査の記録の提出があり、当該検査の記録によつて當

該特定設備が第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、特定設備基準適合証を交付しなければならない。

3 特定設備基準適合証の様式は、経済産業省令で定める。

4 第五十六条の四第二項及び第三項の規定は、特定設備基準適合証について準用する。

(表示)

第五十六条の六の十五 第五十六条の五第一項の規定は、前条第一項(第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。)の検査の記録を提出した者について準用する。この場合において、第五十六条の五第一項中「前条第二項において準用する場合を含む。」とあるのは、「第五十六条の六の十四第二項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは、「特定設備基準適合証」と読み替えるものとする。

2 第五十六条の六の規定は、特定設備基準適合証の交付を受けている者について準用する。

(改善命令)

第五十六条の六の十六 経済産業大臣は、次の場合には、登録特定設備製造業者に対し、特定設備製造設置若しくは特定設備検査設備の修理又は改造、品質管理の方法及び検査のための組織の改善、特定設備検査規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1 特定設備製造設置備が第五十六条の六の四第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

2 特定設備検査設備が第五十六条の六の四第一項第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

3 品質管理の方法及び検査のための組織が第五十六条の六の四第一項第三号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

4 不正の手段により第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新を受けたとき。

5 第五十六条の六の二十二第二項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

6 第二項又は第五十六条の六の十三の規定に違反したとき。

7 第五十六条の六の三第一号又は第三号の一に該当するに至つたとき。

8 第五十六条の六の四第二項、第五十六条の五第二項又は第五十六条の六の十六の規定による命令に違反したとき。

9 第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

10 第五十六条の六の二十二第二項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

11 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

12 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

13 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

14 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

15 第五十六条の六の二十二第二項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

16 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

17 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

18 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

19 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

20 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

21 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

22 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

23 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

24 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

25 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

26 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

27 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

28 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

29 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

30 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

31 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

32 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

33 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

34 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

35 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

36 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

37 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

38 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

39 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

40 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

41 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

42 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

43 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

44 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

45 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

46 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

47 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

48 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

49 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

50 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

51 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

52 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

53 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

54 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

55 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

56 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

57 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

58 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

59 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

60 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

61 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

62 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

63 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

64 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

65 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

66 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

67 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

68 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

69 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

70 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

71 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

72 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

73 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

74 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

75 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

76 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

77 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

78 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

79 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

80 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

81 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

82 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

83 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

84 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

85 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

86 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

87 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

88 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

89 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

90 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

91 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

92 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

93 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

94 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

95 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

96 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

97 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

98 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

99 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

100 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

101 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

102 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

103 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

104 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

105 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

106 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

107 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

108 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

109 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

110 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

111 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

112 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

113 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

114 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

115 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

116 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

117 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

118 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

119 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

120 第二項又は第五十六条の六の十三の規定による命令に違反したとき。

121 第二項又は第五十六条の六の三第二号の一に該当するに至つたとき。

で、第五十六条の六の十七、第五十六条の六の十九及び前条の規定は前項の登録に、第五十六条の五第二項、第五十六条の六の九から第五十六条の六の十三まで、第五十六条の六の十四及び第五十六条の六の二十の規定は外国登録特定設備製造業者に準用する。この場合において、第五十六条の五第二項中「何人も」とあるのは「外国登録特定設備製造業者は」と、「特定設備」とあるのは「本邦に輸出される特定設備」と、第五十六条の六の七及び前条中「特定設備製造業者登録簿」とあるのは「外国登録特定設備製造業者登録簿」と、第五十六条の六の十六中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録特定設備製造業者の登録の取消し)

第五十六条の六の二十三 経済産業大臣は、外国登録特定設備製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第五十六条の六の十四第四項において準用する第五十六条の四第二項、第五十六条の五第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第二項において準用する第五十六条の六の十三の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第五十六条の三第一号又は第三号の一に該当するに至ったとき。

三 前条第二項において準用する第五十六条の六の十六の規定による請求に応じなかつたとき。

四 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外國登録特定設備製造業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録特定設備製造業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される特定設備の保管場所その他その業務を行なう場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 不正の手段により前条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

(冷凍設備に用いる機器の製造)

第五十七条 もつばら冷凍設備に用いる機器であつて、経済産業省令で定めるものの製造の事業

いる場合において、当該登録が取り消されたとき。

第三節 指定設備

(指定設備の認定)

第五十六条の七 高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備（以下「指定設備」という。）の製造をする者、指定設備の輸入をした者及び外國において本邦に輸出される指定設備の製造をする者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定設備について、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定設備認定機関」という。）が行う認定を受けることができる。

2 前項の指定設備の認定の申請が行われた場合において、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、当該指定設備が経済産業省令で定めた技術上の基準に適合するときは、認定を行うものとする。

(指定設備認定証)

第五十六条の八 経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関は、前条第二項の規定により指定設備を認定したときは、速やかに、認定を受けた者に対し、指定設備認定証を交付しなければならない。

2 指定設備認定証の様式は、経済産業省令で定める。

3 第五十六条の四第二項及び第三項の規定は、指定設備認定証について準用する。この場合において、同項中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十六条の九 第五十六条の五の規定は、指定設備の認定を受けた者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十六条の人第一項」と、「特定設備検査合格証」とあるのは「指定設備認定証」と読み替えるものとする。

2 第五十六条の六の規定は、指定設備認定証の交付を受けている者について準用する。この場合において、同条中「指定特定設備検査機関」とあるのは、「指定設備認定機関」と読み替えるものとする。

を行う者（以下「機器製造業者」という。）は、その機器を用いた設備が第八条第一号又は第十二条第一項の技術上の基準に適合することを確保するように経済産業省令で定める技術上の基準に従つてその機器の製造をしなければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは第三十一条の二第一項の規定により当該指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

(指定)

第四章の二 指定試験機関等

第一節 指定試験機関

第五十八条及び第五十八条の二 削除

第五十八条の三 第三十一条の二第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。(欠格条項)

第五十八条の四 次の各号の一に該当する者は、第三十一条の二第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の十五第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第五十八条の十一の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第五十八条の五 経済産業大臣は、第三十一条の二第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財團法人であること。

4 試験事務以外の業務を行つてゐる場合に、その業務を行ふことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであることを。

(変更の届出)

第五十八条の六 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは第三十一条の二第一項の規定により当該指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）に、試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、その変更をしようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

(試験事務規程)

第五十八条の七 指定試験機関は、試験事務の実施に關する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、関係委任都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

4 経済産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。

(試験事務の休廃止)

第五十八条の八 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

(事業計画等)

第五十八条の九 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第三十一条の二第一項の指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

3 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)
第五十八条の十 指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十八条の十一 経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。(試験委員)

(役員の解任命令)

第五十八条の十二 指定試験機関は、試験事務を行うときは、製造保安責任者又は販売主任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。

4 前条の規定は、試験委員に準用する。(秘密保持義務等)

第五十八条の十三 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)そ

の他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(適合命令等)

第五十八条の十四 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関するべきことを指示することができる。(指定の取消し等)

第五十八条の十五 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の五第三号に適合しなくなつたときは、その指定を取り消さなければならぬ。(指定の取消し等)

第五十八条の十六 経済産業大臣が第五十八条の八第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、経済産業大臣が前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において経済産業大臣が必要があると認めるときは、経済産業大臣又は委任都道府県知事は、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

経済産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

(経済産業省令への委任)

第五十八条の十七 この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二節 指定完成検査機関

第五十八条の十八 第二十条第一項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。(欠格条項)

第五十八条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第一項ただし書の指定を受けることができない。

一 この法律若しくは水素等供給等促進法又はこれらの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の三十(水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第五十八条の二十 経済産業大臣は、第二十条第一項ただし書の申請が次の各号のいずれかに

(経済産業大臣又は委任都道府県知事による試験事務の実施)

第五十八条の二十一 指定完成検査機関が第五十八条の二十第一号に規定する機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。

二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、完成検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとなること。

七 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

八 第五十八条の十八から前条までの規定は、前項の指定の更新に準用する。

(完成検査の義務)

第五十八条の二十二 指定完成検査機関は、完成検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、完成検査を行わなければならない。

九 第五十八条の二十一 指定完成検査機関は、完成検査を行ううべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、完成検査を行わなければならない。

一〇 第五十八条の二十二 指定完成検査機関は、完成検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。

(事業所の変更の届出)

第五十八条の二十三 指定完成検査機関は、完成

検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業省令で定めるところにより、経済

産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十八条の二十四 指定完成検査機関は、完成

検査を行う事業所の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けな

い。

一 一項から第三項までの規定に違反したとき。

二 一項若しくは第三項又は第五十八条の十二第一項の規定による命令に違反したとき。

三 一項から第三項までの規定に違反したとき。

四 第五十八条の八第一項、第五十八条の九第一項若しくは第三項又は第五十八条の十二第一項の規定を受けたとき。

五 不正の手段により第三十一条の二第一項の規定を受けたとき。

六 第五十八条の八第一項、第五十八条の九第一項の規定を受けたとき。

七 経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業省令で定めるところにより、絏

業産業大臣に届け出なければならない。

八 第五十八条の二十一 指定完成検査機関は、完成

検査を行う事業所の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けな

にも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。

二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、完成検査が不公平になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとなること。

七 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

八 第五十八条の十八から前条までの規定は、前項の指定の更新に準用する。

(指定の更新)

九 第五十八条の二十二 指定完成検査機関は、完成

検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、完成検査を行わなければならない。

一〇 第五十八条の二十三 指定完成検査機関は、完成

検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業省令で定めるところにより、絏

業産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

十一 第五十八条の二十四 指定完成検査機関は、完成

検査を行う事業所の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けな

い。

一 一項から第三項までの規定に違反したとき。

二 一項若しくは第三項又は第五十八条の十二第一項の規定による命令に違反したとき。

三 一項から第三項までの規定に違反したとき。

四 第五十八条の八第一項、第五十八条の九第一項の規定を受けたとき。

五 不正の手段により第三十一条の二第一項の規定を受けたとき。

六 第五十八条の八第一項、第五十八条の九第一項の規定を受けたとき。

七 経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、変更しようとする日の二週間前までに、絏

業産業大臣に届け出なければならない。

八 第五十八条の二十四 指定完成検査機関は、完成

検査を行う事業所の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けな

い。

九 第五十八条の二十四 指定完成検査機関は、完成

検査を行う事業所の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けな

い。

らない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第五十九条の三十三 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財産諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を経済産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
(経済産業省令への委任)

第五十九条の三十三の二 この法律及びこれに基づく命令に規定するものほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第五節 監督

(報告及び検査)

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第五十九条の三十五 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第六節 解散

第五十九条の三十六 協会の解散については、別に法律で定める。

(帳簿)

第五章 雑則

第六十条 第一種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、容器製造者及び容器検査所の登録を受けた者は、第

経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附属品再検査について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機及び検査組織等調査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、完成検査、輸入検査、試験事務、保安検査、検査組織等調査、容器検査等、特定設備検査又は指定設備の認定について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(調査の要請)

第六十条の二 経済産業大臣は、認定高度保安実施者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサバイバーセキュリティ（サバイバーセキュリティ基定するサバイバーセキュリティをいう。）に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

第六十一条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスの輸入をした者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器の輸入をした者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、容器の輸入をした者その他の使用者、容器の輸入をした者又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。

2 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定特定設備検査機関、指定容器検査機及び検査組織等調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 経済産業大臣は、第三十三条第三項の講習の業務又は試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定講習機関又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 委任都道府県知事は、その行わせることとしめた試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第六十五条 第五条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可又は第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十三第一項の承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受ける者に不当の義務を課すこととならないものでなければならぬ。

5 警察官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、高圧ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は第

4 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験機関の事務所に立ち入り、関係者に質問することができる。
(立入検査)

6 前各項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
(事故届)

7 第一項から第五項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(事故届)

第六十二条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、高圧ガスの製造をする者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高圧ガスの輸入をした者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高圧ガス若しくは容器の保管場所又は容器の輸入をした者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、高圧ガスの輸入をした者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、容器の輸入をした者その他の使用者、容器の輸入をした者又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の容積に限り高圧ガスを収去させることができる。

2 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定特定設備検査機関、指定容器検査機及び検査組織等調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 絏済産業大臣は、第三十三条第三項の講習の業務又は試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定講習機関又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 委任都道府県知事は、その行わせることとしめた試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 第五条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可又は第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十三第一項の承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受ける者に不当の義務を課すこととならないものでなければならない。

第六十六条から第七十二条まで 削除

閔、指定試験機関、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の役員又は職員は、

一 第五十八条の八第一項の許可を受けないで
式営事務の全部を廃止すること。

詔駕事務の全部を廢止したとき
一の二 第五十八条の二十四（第五十八条の三
十の二第二項、第五十八条の三十の三第二

第一項、第五十八條の三十一第二項、第五十八條の三十二第二項、第五十二、三二三第二項

の三十二第二項 第五十九条の三十三第二項
及び第五十九条において準用する場合を含
む。の規定による届出をせし、又は虚偽の

むの規定による届出をせず又は虚偽の届出をしたとき。

二 第六十条第二項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しな

かつたとき。
第六十一条第二項から第四項までの規定に

三 第二回第二項が第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと

四 第六十二条第二項から第四項までの規定に
き。

よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせ

す、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第ハ十三条の三 第五十九条の三十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を

し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をし

た協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金
に処する。

(兩罰規定)

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、第八十条又は第八十一条から第八十三条までの違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対して各
二条の罰金刑を科する。

第八十五条 次の各号の一に該当する場合には、本条の罰金刑を科する。

その違反行為をした協会の役員又は職員は、二
十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において

方に詰を受けていられない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

一 第五十九条の六第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第五十九条の二十八第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十九条の二十九第三項、第五十九条の三十第四項（第五十九条の三十一第二項に
おいて準用する場合を含む。）又は第五十九
条の三十四第二項の規定による経済産業大臣
の命令に違反したとき。

五 第五十九条の三十三第一項の規定に違反し
て財務諸表を提出せず、又は虚偽の記載をし
た財務諸表を提出したとき。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、十万
円以下の過料に処する。

一 第十条の二第二項（第二十四条の二第二項
において準用する場合を含む。）又は第二十
条の四の二第二項の規定による届出をせず、
又は虚偽の届出をした者

二 第五十九条の七の規定に違反して高圧ガス
保安協会という名称を用いた者

附 則 抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算し
て六箇月をこえない期間内において政令で定め
る。但し、第七十五条の規定は、公布の日から
施行する。

2 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（大正十一年法律
第三十一号。以下「旧法」という。）は、廃止
する。

3 旧法の規定によつてした処分、手続その他の
行為は、この法律中にこれに相当する規定があ
るときは、この法律によつてしたものとみな
す。

4 この法律の施行の際、現に旧法第一条の許可
を受けて貯蔵室又は貯蔵所を有している者は、
第十六条第一項の許可を受けたものとみなす。

5 旧圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令（昭和十
一年内務省令第二十三号。以下「旧令」とい
う。）の規定により交付された丙種機械主任者
免状は、この法律の規定による第三種冷凍機械
主任者免状とみなす。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六
号）抄

三号 抄

（施行期日）

る。ただし、第二条第三号及び第三十一条の改正規定の施行の際現に従前のこれらの規定により行われた国家試験に合格している者は、改正後のこれららの規定による作業主任者試験に合格しているものとみなす。

附 則（昭和三十三年四月一五日法律第六十五条）

二号 抄

この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。この法律の施行の日から起算する期間は、この法律の施行の日から施行する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三八年七月一九日法律第一五三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定、第七十五条の改正規定、第八十条の次に一条を加える改正規定、第八十二条に「是を加える改正規定、第八十四条の次に二条を加える改正規定並びに附則第二条から第七条までの規定十六条から第十九条までの規定は公布の日から、第二十八条の改正規定、第三十二条の改正規定、第三十四条の改正規定、第三十八条の改正規定第三号の改正規定、第八十一条第三号の改正規定中「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える部分、第八十二条第一号の改正規定中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改める部分及び第八十三条第一号の改正規定中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める部分並びに附則第十条の規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(協会の設立)

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を申請しようとするときは、会員にならうとする者三十人以上の同意を得なければならない。

4 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 協会は、前条の規定による設立の登記をすることによって成立する。

第六条 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時において会員となつたものとす。

（総務省設置法の適用除外）

第七条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第四条

施行の際現に製造に着手しているものについて
は、同項の規定は、適用しない。

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第五十七条第一項の規定による届出をしている機器製造業者の機器の製造については、この法律の施行の日から六月間は、新法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第十三条 協会の附則第一条ただし書第二号に定める日の属する事業年度の資金計画についての新法第五十九条の三十二の規定の適用については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第三十号）附則第一条ただし書第一号に定める日以後遅滞なく」とする。

第十四条 旧法の規定によつてした処分手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項又は第十条の規定により従前の例によることとされる高圧ガスの製造に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年七月三日法律第八五号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年五月一九日法律第四五号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二三日法律第六九号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

四 第二十九条及び附則第五項から第八項まで
の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

（経過措置）

五 附則第一項第四号に定める日前に着手した軽微変更工事（第二十九条の規定による改正後の高圧ガス取締法（以下この項及び次項において

「新高圧ガス法」という。）第十四条第一項たゞし書、第十四条の三第一項たゞし書又は第十九条第一項たゞし書の通商産業省令で定める軽微な変更の工事を該当する工事をいう。次項及び定は、適用しない。

第十三条 協会の附則第一条ただし書第二号に定める日の属する事業年度の資金計画についての新法第五十九条の三十二の規定の適用については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第三十号）附則第一条ただし書第一号に定める日以後遅滞なく」とする。

第十四条 旧法の規定によつてした処分手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項又は第十条の規定により従前の例によることとされる高圧ガスの製造に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年七月三日法律第八五号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年五月一九日法律第四五号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二三日法律第六九号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

四 第二十九条及び附則第五項から第八項まで
の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

（経過措置）

五 附則第一項第四号に定める日前に着手した軽微変更工事（第二十九条の規定による改正後の高圧ガス取締法（以下この項及び次項において

一から五まで 略
六 第三十二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十四条第一項、第十四条の三第一項又は第十九条第二項の規定は、適用しない。

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年五月一日法律第二三号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和六一年五月二〇日法律第五四号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から附則第一項第四号に定める日前に当該軽微変更工事に着手したものは、同前に当該工事に係る施設又は貯蔵所につき旧高圧ガス法第二十条の完成検査を受け、これらが同条に規定する技術上の基準に適合していると認められた場合を除き、その完成後（附則第一項第四号に定める日前に当該工事を完成した場合には、同日後）遅滞なく、その完成の年月日その他通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第二条 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三条 この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定について、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年五月一五日法律第五七号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

四 第二十九条及び附則第五項から第八項まで
の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

（経過措置）

五 附則第一項第四号に定める日前に着手した軽微変更工事（第二十九条の規定による改正後の高圧ガス取締法（以下この項及び次項において

て通商産業大臣の認可を受けたものとみなされる役員の任期を当該定款に定めなければならぬ。）、当該定款の規定による改正前の高圧ガス法第十四条第二項、第十四条の三第二項又は第十九条第二項の規定は、適用しない。

第六条 この法律（第九条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三年一二月二十四日法律第一〇七号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の改正規定は、施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年五月一日法律第二三号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日前までに、同項中「消費開始の日」を「特殊高圧ガス」という。を消費している者（次項に規定する者を除く。）に関する当該項の規定による届出を行つたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第二十四条の一第一項の政令で定める種類の高圧ガス取締法（以下「新法」という。）第二十二条第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から附則第一項第四号に定める日前に当該工事を完成した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三条 この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定について、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年五月一五日法律第五七号）抄 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

四 第二十九条及び附則第五項から第八項まで
の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

（経過措置）

五 附則第一項第四号に定める日前に着手した軽微変更工事（第二十九条の規定による改正後の高圧ガス取締法（以下この項及び次項において

二 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、その合格しなかつた時から三月以内に当該容器が旧法第五十四条第二項の規定により旧法第四十四条第三項の規格に適合（以下単に「規格に適合」という。）すると認められたときは、その認められた時四 容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合（前号に掲げる場合を除く。）は、その合格しなかつた時から三月が経過した時四 容器再検査を受ける前に当該容器が規格に適合すると認められた場合は、その認められた時

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条第一項の規定に基づき容器証明書の交付を受けている者は、当該容器証明書に係る容器に新法第四十九条第三項の刻印若しくは同条第四項の標準若しくは新法第五十四条第二項の規定による刻印等がされたとき、又は容器再検査に当該容器が合格しなかつた場合において、三月以内に同項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところによる、その容器証明書を経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関に返納しなければならない。

前項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により從前の例によることとされる容器証明書及び容器に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から第六条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議會その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不

正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聽聞に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽聞若しくは聽聞会（不利益処

分によるもの）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規範により行われたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関する必要な経過措

置は、政令で定める。（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則 （平成八年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百一条の規定(国等の事務)

第一条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第二百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定(以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改訂前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改訂前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る

る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなければならぬものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不不服申立てに関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法による規定を適用する。この場合に引き続き上級行政庁が行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。前項の場合において、上級行政庁とみなされ行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による規定(高圧ガス保安法の一部改正に伴う経過措置)に掲げる規定(昭和二十七年法律第二百七十五号)第四条第七十二条及び第五条第一項の改正規定を除く。)平成十二年十月一日(高圧ガス保安法の一部改正に伴う経過措置)

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る(その他の経過措置)

の代理者の選任又は解任については、新高压ガス保安法第三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年八月六日法律第二百五十二条) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十二条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十三条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則 (平成一一年八月六日法律第二百五十二条) 抄)

第二百五十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る(その他の経過措置)

の代理者の選任又は解任については、新高压ガス保安法第三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年八月六日法律第二百五十二条) 第二十九条

(施行期日)

第一条 第四条の規定の施行の際に同条の規定による改正前の高压ガス保安法(以下「旧高压ガス保安法」という。)第二十条第一項に規定する第一号法定受託事務については、で

第一項、第五十六条の三第一項又は第五十六条の七第一項の指定を受けている者(以下この条において「指定検査機関等」という。)は、新高压ガス保安法第二十条第一項ただし書、第三十五条第一項第一号、第四十四条第一項、第五十六条の三第一項又は第五十六条の七第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定検査機関等に係る指定の有効期間は、改正前の指定検査機関等に係る指定の有効期間の残存期間とする。

第三十条 旧高压ガス保安法第五十九条の二十八第一項第五号、第五十九条の二十九第三項及び第五十九条の三十の規定は、附則第十七条第一項又は第二項の規定により高压ガス保安協会が旧液化石油ガス法第三十九条の検定又は旧液化石油ガス法第六十条第一項の試験(以下この条において「検定等」という。)を行う場合については、当該検定等の業務が完了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧高压ガス保安法第五十九条の二十九第三項中「通商産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、旧高压ガス保安法第五十九条の三十第三項及び第五十九条の三十の改正規定並びに第十一条の規定並びに附則第三条から第七条まで、第九条から第十三条まで、第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第三十一条、第五十三条から第六十五条まで、第六十七条及び第七十八条の規定(通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第四条第七十二条及び第五条第一項の改正規定を除く。)平成十二年十月一日(高圧ガス保安法の一部改正に伴う経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定(同条において同じ。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものは、この附則に別段の定めがあるものとみなす。

第六十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前(製品安全協会については附則第十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費生活用製品

安全法の規定の失効前、高压ガス保安協会については附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高压ガス保安法の規定の失効前)にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十一条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施

(経過措置) 行する。

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及

びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、改正前の例による。

き
な
た
の
前
の
例
は
よ
る
一
か
ら
二
五
五
ま
で
略

則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）
（施行期日）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律）

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び

附 則（平成二二年五月三日法律第九百三十四條の規定 公布の日）

（施行期日）
抄
この法律は、商法等の一部を改正する法律

(平成十二年法律第九十号) の施行の日から施行する。

二号) 抄
附 則 (平成一五年六月一八日法律第九)

いこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとむ）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないことをさへるもの

を提起することができないこととされるものの中取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政の裁決、決定その他他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前には起きてこらつては、なる送前

（罰則に関する経過措置）
の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行

よる」ととされる場合においては、この没得の加害後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に伴う経過措置

はが、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一八日法律第七
二号）抄
(五百三月四日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から
（施行期日）
抄
○号

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 第八条（農業振興地域の整備に関する法律第三条の一及び第三条の三第二項の

